

皇學館大学

●教員の養成に係る組織及び教員の数

文部科学省の定める教職課程認定基準の3の(2)に、「大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。」とある。本学においては下記のように教員配置を行っている。

1. 幼稚園教諭の教職課程

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「幼・領域に関する専門的事項」では、幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたりこれらの領域それぞれにおいて1人以上、合計3人以上が必要で、かつ入学定員が200人であることから合計6人の専任教員が必要とされているが、本学では合計6人を配置している。

また、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教員数は、教育の基礎的理解に関する科目において1名以上、及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上、合計3人以上が必要で、かつ入学定員が200人であることから合計6人専任教員が必要とされているが、本学では合計7人を配置している。

2. 小学校教諭の教職課程

小学校教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「教科に関する専門的事項」では、小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上、合計5人以上が必要で、かつ入学定員が200人であることから合計8人の専任教員が必要とされているが、本学では合計8人を配置している。また、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教員数は、教育の基礎的理解に関する科目において1名以上、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上、及び「各教科の指導法」において1名以上の合計3人以上で、かつ入学定員が200人であることから合計6人の専任教員が必要とされているが、本学では合計8人を配置している。

3. 中学校教諭の教職課程

中学校教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「教科に関する専門的事項」については、宗教、国語、社会、英語、保健体育の免許教科について、それぞれ3人、3人、4人、3人、3人の専任教員が必要とされているが、本学ではそれぞれ5人、9人、8人、3人、

3人を配置している。また、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、入学定員が800人以下の場合は2人以上の専任教員が必要（うち1人は教授）とされているが、本学では2人の専任教員を配置し、1人は教授である。

4. 高等学校教諭の教職課程

高等学校教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「教科に関する専門的事項」については、宗教、国語、書道、地理歴史、公民、英語、保健体育の免許教科について、それぞれ3人、3人、3人、3人、3人、3人、4人、3人の専任教員が必要とされているが、本学ではそれぞれ5人、9人、8人、5人、4人、3人、4人、3人を配置している。また、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、入学定員が800人以下の場合は2人以上の専任教員が必要（うち1人は教授）とされているが、本学では2人の専任教員を配置し、1人は教授である。

5. 特別支援学校教諭の教職課程

本学が課程認定を受けている特別支援学校教諭一種免許状に定められる特別支援教育領域は、「知的障害者に関する教育」「肢体不自由者に関する教育」「病弱者に関する教育」である。

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」で1人以上、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」で1人以上、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」で1人以上の合計3人の専任教員が必要とされているが、本学では3人を配置している。